

# 日本年金機構運営評議会 令和元年度提言(令和2年2月5日)への対応状況

## ＜日本年金機構運営評議会 提言＞

「日本年金機構運営評議会規程」において、運営評議会は、機構の業務運営等についての改善意見を理事長へ提出することができると規程されており、例年運営評議会での議論を踏まえて取りまとめられ、提出されている。

令和元年度提言	対応状況	
<p>1.高齢化が進み、公的年金の役割がますます重要になることから、正確な年金制度の理解と事務手続きの徹底を図るため、<u>年金制度説明会や年金委員制度の更なる充実に取り組むとともに、市区町村や社会保険労務士会などの関係機関との協力体制の強化に努めること。</u></p> <p>さらに、政府において進められている地域共生社会の連携体制の枠組みに年金相談の関係者が位置付けられたことを踏まえ、<u>年金事務所や年金委員と他の相談支援機関との連携強化を図ること。</u></p>	<p>年金制度説明会や年金委員制度の更なる充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン環境を利用した非対面型の年金セミナーを順次開始。</li> <li>年金セミナー用動画を作成し、機構ホームページへの掲載。また、希望する教育機関等にDVDを配付。</li> <li>11月ねんきん月間にTwitterで「やさしい年金のはなし」を発信。</li> <li>全国年金委員研修を集合型からオンライン開催に切り替えて実施し、約900名が参加。</li> </ul>
	<p>市区町村や社会保険労務士会等の関係機関との協力体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市区町村の国民年金担当者に向けた情報誌「かけはし」やパンフレットを作成し、情報提供。</li> <li>国民年金事務の市区町村相談窓口の実務のフォローとして、機構に寄せられたお客様の声に基づく留意事項をまとめた資料を提供。</li> <li>全国社会保険労務士会連合会と協力連携し、相談の質の向上のため、年金制度改正内容や事務処理等に係る相談員研修を実施。</li> </ul>
<p>2.<u>国民年金の適用・収納対策や厚生年金保険の適用・徴収対策については、引き続き着実に成果をあげるために、将来を見据えた効果的、効率的な手法を無年金者・低年金者の発生防止対策を含め検討すること。また、年金給付については、正確な給付の更なる追求に向けた対策を着実に推進すること。</u></p> <p>なお、これら対策の検討・推進にあたっては、<u>上記1.の関係機関等と適切に連携すること。</u></p>	<p>国民年金適用・収納対策、厚生年金保険の適用・徴収対策の将来を見据えた効果的、効率的な手法の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金適用・収納対策について、20歳到達者の職権による資格取得手続きを実施。また、若年層を中心とした納付に重点を置いた施策の検討を開始。</li> <li>厚年適用促進について、困難性の高い事案に対応する専門チームを本部に設置し、加入指導の手順を見直す等効果的な手法を整理。</li> <li>厚年徴収について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け納付困難となっている事業所に対して、納付猶予（特例）及び既存の法定猶予の案内を行う等、事業所のおかれた状況に十分配慮し柔軟に対応。</li> </ul>
	<p>無年金者・低年金者の発生防止対策の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>60歳から65歳到達までの任意加入により受給要件を満たす方への勧奨を実施。</li> <li>受給要件満了間近の未納者2.7万人に対し、受給要件満了までの期間を明示した勧奨文書を送付、約3,500人の納付又は免除申請を受理(R2.9現在)。</li> <li>70歳超かつ未請求の老齢年金のある方約1.3万人に対して、文書による請求勧奨を実施、約7割の年金請求書を受理(R2.10現在)。</li> </ul>
	<p>正確な給付の更なる追及に向けた対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央年金センターに給付審査検証グループを設置し、年金決定直後に決定内容のチェックを実施。また、共済組合との情報連携を強化し、システムチェック機能を拡充。</li> </ul>
	<p>基幹業務推進に係る関係機関との適切な連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共団体情報システム機構（J-LIS）、市区町村等と連携により入手した世帯員全員の所得情報を給付審査業務及び国民年金免除業務に活用。</li> </ul>

## 令和元年度提言

## 対応状況

3. 令和元年度からスタートした年金生活者支援給付金の制度や、今後予定されている年金制度改正への対応については、制度を実務として正確かつ円滑に業務を行うためにも、厚生労働省と連携し、業務量に見合った人員・予算・実施体制を確保し、必要なシステム改修を行うなど、万全の準備をした上で対応すること。

また、その他基幹業務の推進に資する体制確保に努めること。

年金生活者支援給付金の制度や今後予定されている年金制度改正に向けての対応

- 令和2年6月の年金生活者支援給付金法の改正に伴い、新規支給対象者の所得・世帯データの提供を市区町村から受け、要件に該当した約58万人に対し簡易な給付金請求書(はがき)を送付する等対応を行うとともに、必要な体制を確保。
- 令和3年3月から実施予定のオンライン資格確認の対応として、新規に認定された被扶養者のマイナンバーを日次で全国健康保険協会に提供する機能をシステム開発中。
- 令和3年度に向け、被用者保険の適用拡大等の制度改正対応及び厚生年金保険料納付猶予特例等の新型コロナウイルス感染症への対応等のための人員を確保。
- 令和2年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の改正項目について、正確かつ円滑に実務を実施できるよう施行準備中。

その他基幹業務の推進に資する体制確保

- 厚生年金保険の電子申請利用促進や国民年金の口座振替利用促進等を実施するため、年金事務所に新たに人員を配置。本部に大規模事業所調査専門組織等を設置し、年金事務所単独での対応が困難な事案に対処。
- 地域の実情を踏まえた対策として、他都道府県に比べ国民年金保険料の納付率が低い沖縄県について、令和2年度も引き続き年金事務所に特定業務契約職員を配置。
- 未適用事業所に対する立入検査対象の拡大に伴い、困難性の高い事案に対応する専門チームを本部に設置。

4. 政府のデジタル・ガバメント実行計画が改定され、デジタル社会の実現への取組みが加速していこうという現状を踏まえ、デジタルワークフローの確立に取り組み、お客様の利便性の向上と業務効率化の促進を図ること。

デジタルワークフローの確立、お客様の利便性の向上と業務効率化の促進

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、基本的な申請・届出手続きや制度説明会の受講などがオンライン環境でも可能となるよう「オンラインビジネスモデル」を推進し、サービスのオンライン化、デジタルワークフローの確立、チャネルの多様化等に係る施策の具体的施策を検討し、順次実行に移行。
- 届書処理を、経過管理・電子決裁サブシステムにより画像化し、紙を移動させない処理を実施。データ化によりシステムチェックを活用した審査工程の短縮を実現。
- デジタルガバメント実行計画等、政府が進めている施策に関連する新規適用届等の届書及び審査の効率化に繋がる年間届出件数が10万件以上の届書等、合わせて13届書を令和4年度に電子決裁の対象に追加予定。全届書件数の約98%が電子決裁の対象となる見込み。